

各種助成金のご案内 三重労働局雇用環境・均等室（令和5年9月）

業務改善助成金

※設備の導入などに要した経費の一部を支給 《中小企業対象》

NEW 30円以上引上げ 上限30万円～600万円 助成率3/4～9/10 申請締切R6.1.31 事業完了期限R6.2.28

最低賃金を引き上げる 事業場内最低賃金と三重県最低賃金の差額が50円以内の事業場において、事業場内最低賃金を引き上げる
※POSレジシステム・リフト付特殊車両など機械設備の導入、経営コンサルティング経費、人材育成・教育訓練、配膳時間短縮のための店舗改装などに活用できます

助成金の種類、助成額、主な要件の解説です

人材確保等支援助成金（テレワークコース）

※機器の導入などに要した経費の一部を支給 《中小企業対象》

機器等導入助成 上限20万円～100万円 助成率30%

テレワーク実施計画の認定を受け

- ①新たに、テレワークに関する制度を規定した就業規則または労働協約を整備する
- ②テレワーク用通信機器の導入・運用、労務管理担当者研修など、助成対象となる取組みを1つ以上行う
- ③基準以上のテレワークを実施する

目標達成助成 上限20万円～100万円 助成率20%（※賃金要件を満たした場合は35%）

- ①離職率の基準を満たすこと
- ②テレワークの実績の基準を満たすこと

テレワークを新規導入する

働き方改革推進支援助成金

※設備の導入などに要した経費の一部を支給《中小企業対象》
※病院等の場合は300人以下

適用猶予業種対応コース

助成率3/4～4/5
申請締切 R5.11.30

令和6年4月から建設業、運輸業、病院等にも時間外労働の上限規制が適用されます。労働時間の削減や週休2日制の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業主を支援します。

NEW

（建設業） 上限25～350万円

- ①月60時間を超える36協定を締結している事業場の時間外・休日労働時間数を縮減
- ②全ての対象事業場において、4週における所定休日を1日から4日以上増加させた場合

（運送業） 上限50～400万円

- ①月60時間を超える36協定を締結している事業場の時間外・休日労働時間数を縮減
- ②9時間以上の勤務間インターバルを新規導入、または適用範囲の拡大、または時間延長した場合

（病院等） 上限50～450万円

- ①月80時間を超える36協定を締結している事業場の時間外・休日労働時間数を縮減
- ②9時間以上の勤務間インターバルを新規導入、または適用範囲の拡大、または時間延長した場合
- ③労務管理体制の構築等と医師の労働時間の実態把握と管理を実施

36協定を見直す
年次有給休暇の
取得促進

労働時間短縮・年休促進支援コース 上限25万円～250万円 助成率3/4～4/5 申請締切 R5.11.30

- ①月60時間を超える36協定を締結している事業場の時間外・休日労働時間数を縮減
- ②年休の計画的付与制度を新たに導入
- ③時間単位の年休制度を新たに導入かつ特別休暇（有給）を新たに導入

勤務間インター
バルを導入する

勤務間インターバル導入コース 上限40万円～100万円 助成率3/4～4/5 申請締切 R5.11.30

- ①勤務間インターバルを新規導入、または②対象労働者の範囲を拡大し所属労働者の半数を超える労働者を対象とした場合、または③所属労働者の半数を超える労働者を対象として基準以上の時間延長をした場合

労務・労働時間
の適正管理の推
進に向けた環境
整備に取組む

労働時間適正管理推進コース 上限100万円 助成率3/4～4/5 申請締切 R5.11.30

- ①新たに勤怠管理と賃金計算等をリンクさせ、賃金台帳等を作成・管理・保存できる統合管理ITシステムを用いた労働時間管理方法を採用
- ②新たに賃金台帳の労務管理書類について5年間保存することを就業規則などに規定
- ③要件に係る研修を実施

＜上記コース共通加算＞ 3%以上または5%以上賃金引き上げ達成による加算額上限15～480万円の支給加算あり

事業主の枠を超え
て取り組む

団体推進コース 上限500万円 ※条件により上限額1,000万円 申請締切 R5.11.30

3者以上で構成する事業主団体及び10者以上で構成する共同事業主が、時間外労働の削減や賃金引き上げの取組を実施する

三重働き方改革推進支援センターのご案内

三重労働局委託事業 受託者：株式会社タスクールPlus

助成金の活用や労務管理に関する問題について、専門家が無料で相談に応じます。ご要望により事業所へ訪問させていただきます。

フリーダイヤル:0120-111-417

メール: mie@task-work.com

HP: <https://task-work.com/mie/>

中小企業の範囲は、「資本金の額または出資の総額」または「常時雇用する労働者数」のいずれかが、下表に該当する場合があります。

助成金のお問い合わせは、
三重労働局雇用環境・均等室へ
電話 059-261-2978

要件等の詳細は、
厚生労働省ホームページでもご覧いただけます
(<http://www.mhlw.go.jp>)

区分	小売業（飲食店含む）	サービス業	卸売業	その他の業種
資本金の額または出資の総額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常時雇用する労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

※助成金は、予算の範囲内で支給されます。年度途中で要件等内容の変更がある場合があります。

両立支援等助成金

出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）

《中小企業対象》

男性の育児と仕事の両立を支援する

- ・男性労働者が育児休業や育児目的の休暇を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備の取組を行う
 - 【第1種】 20万円 代替要員加算：上限45万円 育休情報公開加算：2万円 **NEW**
 - 【第2種】 ①1年以内に30%以上上昇：60万円 ②2年以内に30%以上上昇等：40万円 ③3年以内に30%以上上昇等：20万円
- 一部拡充** ※一定の場合に2年連続70%以上となった事業主に対しても支給対象

介護離職防止支援コース

《中小企業対象》

介護離職を防止する

- A. 介護休業 休業取得時 30万円 ※1年度5人迄
- ・介護支援プランを作成し、プランに沿って介護休業を合計5日以上取得する
- 職場復帰時 30万円 + 業務代替支援加算 新規雇用 20万円 手当支給等 5万円 **NEW**
- ・介護休業者を原則として原職等に復帰させ、3か月以上継続雇用する
- ※介護休業者の代替要員を新規雇用または代替する労働者への手当支給等をした場合に支給加算あり
- B. 介護両立支援制度 30万円 ※1年度5人迄
- ・介護支援プランを作成し、介護両立支援制度を合計20日以上利用する
- NEW** 個別周知・環境整備加算（AまたはBに加算） 15万円
- ・介護休業または介護両立支援制度を利用した労働者に制度等の個別周知の取組をした上で、仕事と介護を両立しやすい雇用環境整備の取組を行う

新型コロナウイルス感染症対応特例

- 新型コロナウイルス感染症対応特例
- 5日以上10日未満：20万円 10日以上：35万円 ※1年度5人迄
- ・介護のための有給休暇を20日間以上取得できる制度を導入し、合計5日以上利用する

育休の取得と復帰を支援する

育児休業等支援コース

《中小企業対象》

育休中の代替要員を確保する

- ①育休取得時 30万円 職場復帰時 30万円 ※有期1人、無期1人の計2人迄
- ・育休復帰支援プランを作成し、プランに沿って育児休業（3か月以上）を取得する
- ・育児休業者を原則として原職等に復帰させ、6か月以上継続雇用する

育休復帰後の両立を支援する

- ②業務代替支援 新規雇用 50万円 手当支給等 10万円 + 有期労働者の場合 10万円 ※10人迄
- ・育児休業者の代替要員を新規雇用または代替する労働者への手当支給等をする

- ③職場復帰後支援 制度導入時 30万円
- ・法を上回る看護休暇制度または保育サービス費用補助制度を導入し、復帰後6か月以内に制度を利用する
- 【子の看護休暇制度】 制度利用時 取得した休暇時間数に1,000円を乗じた額 ※200時間迄
- 【保育サービス費用補助制度】 制度利用時 事業主が負担した費用の3分の2の額 ※20万円迄

新型コロナウイルス感染症対応特例

- NEW** ④育児休業等に関する情報公表加算 2万円 ※1回のみ
- ※①～③対象事業主が自社の育児休業等の取得状況を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合に支給額加算

- 新型コロナウイルス感染症対応特例 10万円 ※10人迄
- ・小学校臨時休校等により子どもの世話をするための特別休暇制度（有給）及び、両立支援制度を導入し、特別有給休暇を1日以上利用する

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース

対象期間：令和5年4月1日～令和5年9月30日 20万円 ※5人迄

- ・新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給（年次有給休暇の賃金相当額の6割以上）の休暇制度を設け、社内周知し、当該休暇を合計20日以上取得する
- 申請締切 R5.11.30

不妊治療との両立を支援する

不妊治療両立支援コース

《中小企業対象》

- ①環境整備、休暇の取得等 30万円（1回限り）
- ・不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度を利用しやすい環境整備に取組み、対象労働者の相談に対応し、合計5日（回）以上取得または利用する
- ②長期休暇の加算 30万円（1回限り）
- ・連続20日以上休暇を取得し、原職復帰後3か月継続勤務する

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、数値目標の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ行動計画を策定して、目標を達成した

経過措置のみ

女性活躍加速化コース 《常用労働者300人以下企業対象》
数値目標達成時 47.5万円～60万円 ※1企業1回限り



「育休復帰支援プラン」「介護支援プラン」の策定については「育児プランナー」「介護プランナー」が事業主のもとへ訪問し、無料で支援する事業があります。支援事業は、助成金の申請にかかわらず、従業員が育児や介護で離職することなく継続して働き続けられるよう取り組む事業主の方が対象です。 厚生労働省委託事業 受託者：株式会社パソナ 電話03-5542-1740